

(案)

第5次地域管理経営計画書
第5次国有林野施業実施計画書

(奄美大島森林計画区)

(第1次変更計画)

計画期間

自	平成29年4月	1日
至	平成34年3月	31日

(平成30年3月変更)

九州森林管理局

(案)

第 5 次 地 域 管 理 經 営 計 画 書

(奄美大島森林計画区)

(第 1 次変更計画)

計画期間

自 平成 2 9 年 4 月 1 日

至 平成 3 4 年 3 月 3 1 日

(平成 3 0 年 3 月変更)

九 州 森 林 管 理 局

地域管理経営計画の変更について

[変更理由]

保護林制度の改正について（平成27年9月28日付け27林国経第49号林野庁長官通知）により保護林の種類が変更されたこと、また、国立公園が指定されたことに伴い、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年6月23日法律246号）第6条及び国有林野管理経営規程（平成11年1月21日農林水産省訓令第2号）第6条第9項に基づき、変更するものである。

国有林野の機能類型ごとの森林施業の方針等を定めた「管理経営の指針」（別冊）について、森林施業の変更等により見直しを行うことから、併せて変更する。

なお、本変更計画の効力は、平成30年4月1日より生じる。

1. 現行計画（平成29年3月策定、計画期間：平成29年4月1日～平成34年3月31日）の変更内容

（1）「1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項」の「（1）国有林野の管理経営の基本方針」の「①森林計画区の概況」を上記理由により変更する。

（2）「1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項」の「（2）機能類型に応じた管理経営に関する事項」の「① 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項（山地災害防止タイプの面積）、⑤ 水源涵養タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養タイプに関する事項（水源涵養タイプの面積）」を上記理由により変更する。

（3）「2 国有林野の維持及び保存に関する事項」の「（3）特に保護を図るべき森林に関する事項」の「①保護林」を上記理由により変更する。

なお、「1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項」の「（2）機能類型に応じた管理経営に関する事項」の「管理経営の指針」（別冊）を上記理由により変更する。

目 次

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項	1
① 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項	1
⑤ 水源涵養タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養タイプに関する事項	1
2 国有林野の維持及び保存に関する事項	1
(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項	1
① 保護林	1

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

① 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項

山地災害防止タイプの面積

(単位：ha)

区 分	山地災害防止タイプ	うち、土砂流出・崩壊 防備エリア	
		うち、土砂流出・崩壊 防備エリア	うち、気象害防備 エリア
面 積	<u>641</u>	<u>641</u>	

注：面積は四捨五入の関係で樹立時と変わらない。

⑤ 水源涵養^{かん}タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養^{かん}タイプに関する事項

水源涵養^{かん}タイプの面積

(単位：ha)

区 分	水源涵養 ^{かん} タイプ
面 積	<u>1,056</u>

注：面積は四捨五入の関係で樹立時と変わらない。

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

① 保護林

種 類	箇 所 数	面 積 (ha)
森林生態系保護地域	1	4,820
<u>希少個体群保護林</u>	<u>2</u>	<u>1,340</u>
総 数	3	6,160

(案)

第5次国有林野施業実施計画書

(奄美大島森林計画区)

(第1次変更計画)

計画期間

自	平成29年4月	1日
至	平成34年3月	31日

(平成30年3月変更)

九州森林管理局

国有林野施業実施計画の変更について

[変更理由]

保護林制度の改正について（平成27年9月28日付け27林国経第49号林野庁長官通知）により、保護林の種類及び名称が変更されたことから、国有林野管理経営規程（平成11年1月21日農林水産省訓令第2号）第14条第2項に基づき、変更するものである。

なお、本変更計画の効力は、平成30年4月1日より生じる。

1. 現行計画（平成29年3月策定、計画期間：平成29年4月1日～平成34年3月31日） の変更内容

- (1) 「5 保護林及び緑の回廊の名称及び区域」の「(1) 保護林の名称及び区域」を上記理由により変更する。

目 次

5	保護林及び緑の回廊の名称及び区域	1
	(1) 保護林の名称及び区域	1

5 保護林及び緑の回廊の名称及び区域

(1) 保護林の名称及び区域

種類	名称	既設 新設	面積 (ha)	位置 (林小班)	特徴等
森林生態系保護地域	奄美	既設	保存地区 2, 252. 44	202そ, 203り, 204い, ろは, に〜と, ち〜ぬ1, る〜か, 211い, 212る, む, う, 213い, に, 218い〜に, つ, 220い〜る, か, か5, れ, つ〜ね4, な〜な2, 221い, ろ, ろ1, は〜は4, 221ね, 222い2〜に2, ほ, へ, と, ち5, ち6, り, ぬ, か, か1, 231い, ろ, と, ち, り, ぬ, 232ろ, へ, 234い, は〜ほ1, へ, 235い, ろ〜は, ち〜れ, 236い, ろ, ろ1, は〜は3ほ, ほ2, へ, へ1, 240い, ろ, 242い1, い2, ろ, は〜ほ1, ほ3, と, ち, り, 243い, ろ, は, 244に〜に2, と〜り, ぬ〜わ, れ, そ, 245い, ろ, は, に, ほ, へ〜る, わ〜わ7, 246い, ろ, は, イ, 248い, に, ほ, へ, 249に, ほ, 250ろ〜ろ2, は, に, へ, 251ち〜か, チ〜ル, 257ち, り, ぬ, る, 258い, ろ, 259い, ろ260い, い1, ろ,	<u>奄美大島でしか見られない特徴を持つ原生的な天然林（亜熱帯性広葉樹）及びアマミノクロウサギやルリカケスなどの大陸遺存種が生育・生息している重要性の高い地域で、自然環境の維持、動植物を保護し、学術研究等に資する。</u>
			保全利用地区 2, 567. 27	202い〜れ, そ1, 203い〜ち, り1, ぬ, 204い1, ろ1, は1, と1, ぬ2〜ぬ4, か1, 210い〜る, 211ろ〜お, 212い〜ぬ, る1〜ら, む1〜む8, う1, 213い1〜は1, に1, 217い〜く, 218ほ〜そ, つ1〜う, 219い〜ぬ, 220る1〜わ, か1〜か4, か6〜た, れ1, そ, ね5〜ね7, な3, な4, 221い1〜い6, ろ2, は5〜つ, ね1, な, 222い, い1, に3, ほ1, ほ2, へ1, ち〜ち4, ち7, り1, ぬ1〜わ2, か2, 223い〜と, 231い1, ろ1〜へ, ち1, り1, ぬ1, 232い, い1, ろ1〜ほ3, へ1〜り, 233い〜わ,	

種類	名称	既設 新設	面積 (ha)	位置 (林小班)	特徴等
森林生態系保護地域	奄美	既設	保存地区	234い1, ろ, ほ2, ほ3, へ1, へ2, 235い1, い2, に〜と, れ1〜れ3, 236い1, ろ2, は4〜に, ほ1, ほ3, ほ4, へ2〜わ, 240い1, ろ1, 241い〜く, 242い, い3, ろ1, ろ2, ほ2, ほ4〜へ, と1, ち1〜ち4, り1, 243い1, ろ1〜ろ3, は1, イ, ロ, 244い〜は, に3〜へ, り1, か〜た, そ1, 245い1, い2, ろ1, は1, ほ1, る1, 246い1, ろ1, は1, に, 247い〜ぬ, 248い1〜は, に1〜に3, ほ1, と, 249に3, イ, 250ろ3, ろ4, に1, へ1, 251に〜と, よ〜ね, へ, ト, フ, 254い, へ, 255い〜り, れ, 256い〜ち1, 257い〜と, ち1, り1, る1〜よ, 258ろ1, は, 259い1, ろ1〜へ, と2, 260い2, ろ1,	
希少個体群保護林	面縄リュウキュウマツ遺伝資源	既設	5.28	253ほ	リュウキュウマツの遺伝資源保存。
	奄美群島アマミノクロウサギ等	既設	1,334.29	205い〜む, 206い〜ほ, 207い〜そ, 208い〜り, 209い〜ほ, 214い〜か, 215い〜わ2, 216い〜た, 224い〜か3, 229い〜む, 230い〜と,	アマミノクロウサギやトゲネズミ類など奄美群島を特徴づける希少種や固有種の繁殖地又は生息地であり、これらの動物種の保護を図る。